

令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨における 石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金のご案内

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の影響を受けた石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品製造者等の事業再開を支援するため、当該伝統的工芸品製造に必要となる窯、ろくろ、道具等の購入・修繕、原材料の確保及び試作・製作に係る経費を補助します。

補助対象者

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨により石川県内で被災し、生産設備等が当該災害により被害を受けた、

- (1)石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品を製造する製造事業者
- (2)石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品を製造する製造事業者等のグループ及び製造協同組合等

補助対象経費

石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品の製造を再開するために必要な、

- (1)設備・機器(窯、ろくろ、道具等)などの購入費及び修繕費
- (2)原材料の購入費及び型等の試作・製作費

補助額

上限**1,000万円** ※下限なし
(補助率**3/4**以内)

公募スケジュール <第7次募集>

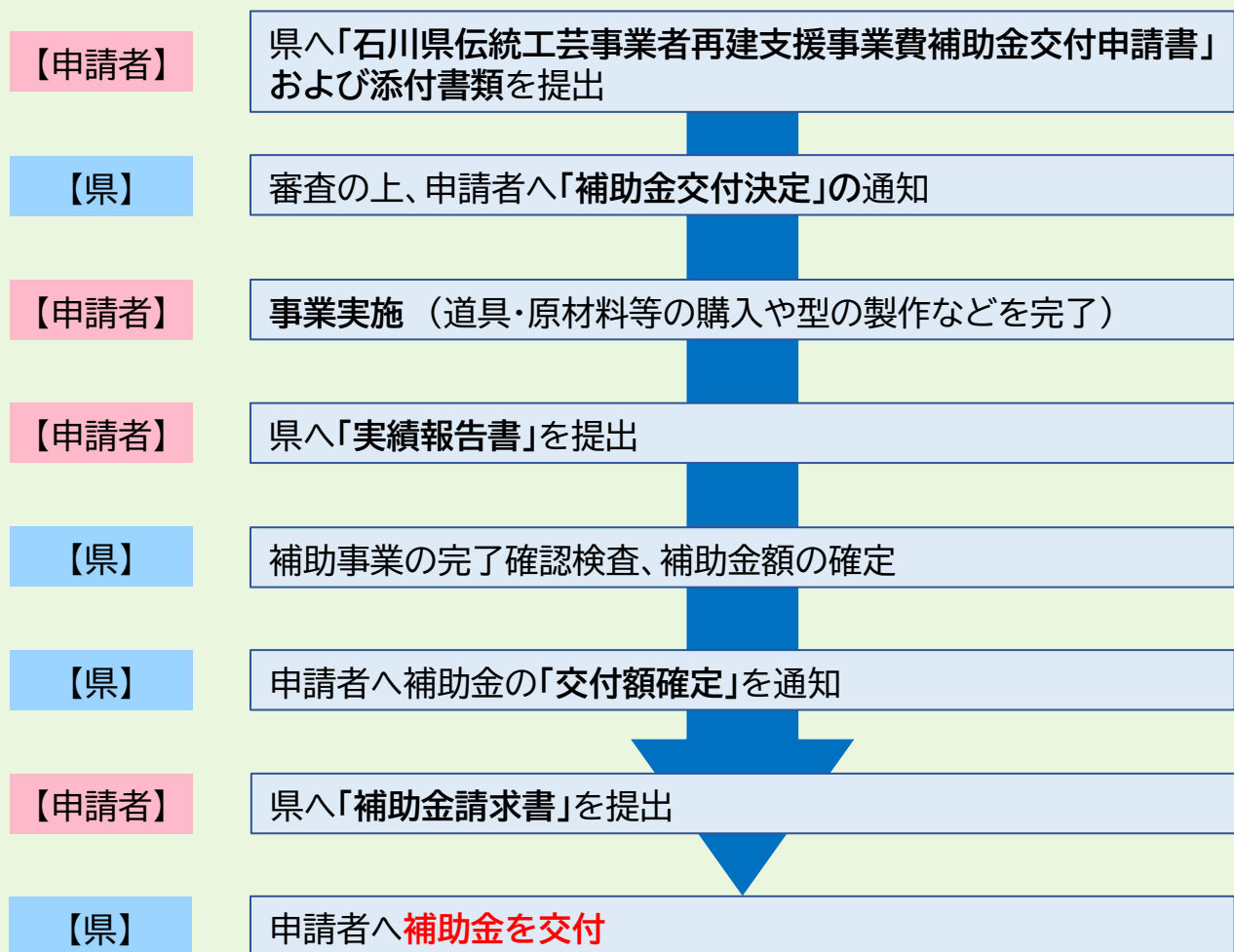
令和8年6月8日(月)~令和8年7月31日(金)

- 申請は、石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室で受付します。
詳細や申請様式に関しては、石川県のホームページに掲載いたしております。
- 公募要領に記載されている要件や留意事項をよくご確認の上、持参・郵送または電子メールにてお申込ください。
- 申請後、審査の上、予算の範囲内で補助金額等を決定します。

留意事項

- 対象経費に消費税分は含みません。
- 購入する原材料は被災前1年間における使用量に相当する量を限度とし、購入した原材料や道具等は、受払簿などで購入・使用・在庫の数量について日付を明記のうえ管理していただきます。
- 収支の事実の確認のため、支払方法は銀行等の預金口座への振込とし、原則として現金決済は認められません。
- 補助金の支払いは、事業実施期間終了後、精算払(後払い)となります。

公募～補助金交付までの手続きイメージ



申請様式に関しましては、石川県のホームページに掲載しています。
本公募に関してご不明な点等ございましたら、石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室までお問合せください。

お問合せ先

石川県 商工労働部 経営支援課 伝統産業振興室
TEL:076-225-1526